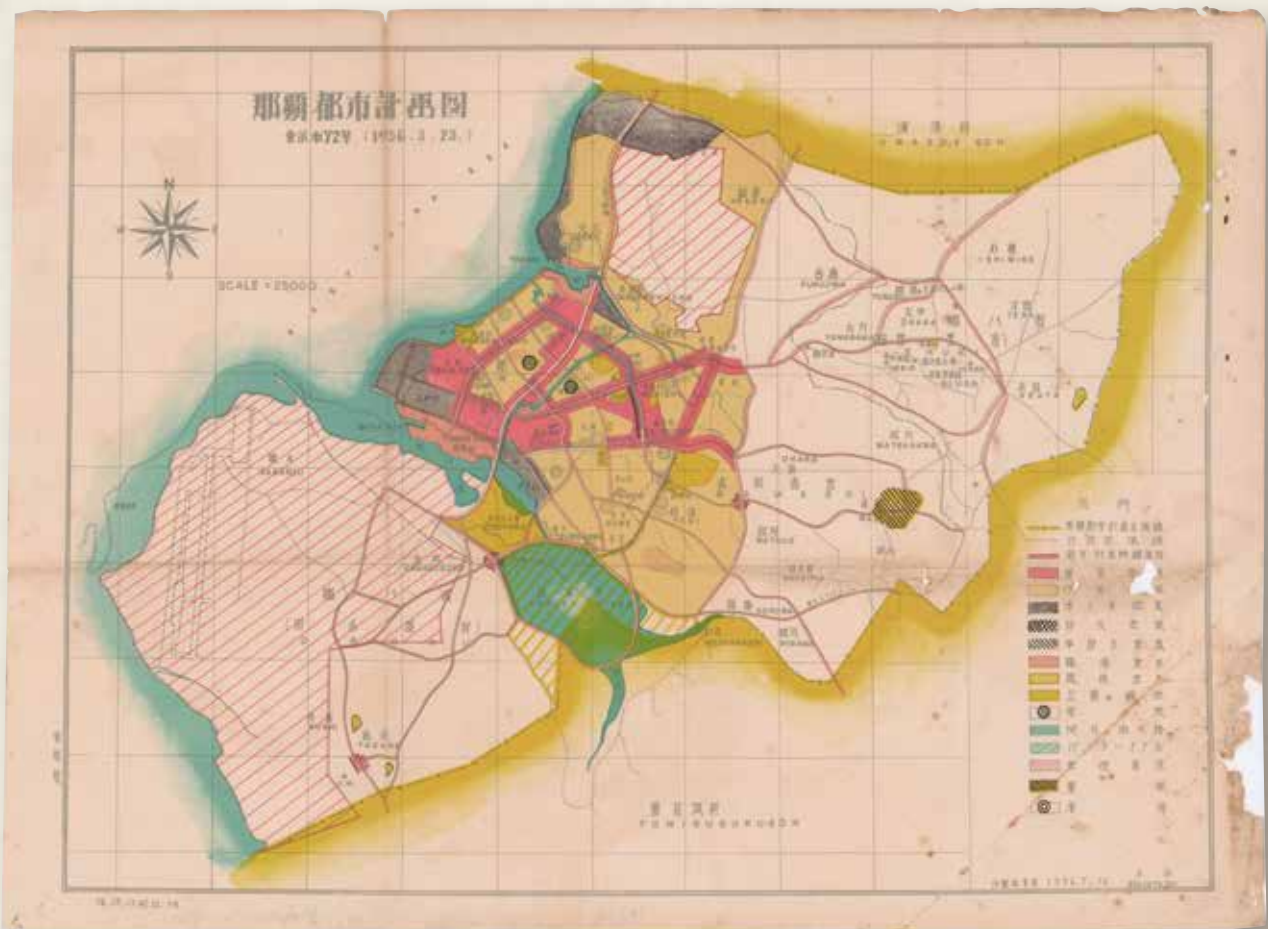


# 琉政だより

NO.05

2017年12月

## 市町村合併に関する資料



[那覇都市計画図] 『市町村合併に関する書類 真和志市・那覇市 1957年12月17日』  
資料コード：R00002622B, 55頁

インターネットで閲覧できるようになった琉球政府文書のなかから、  
市町村合併に関する資料をご紹介します。





市町村合併に関する資料は、総務局行政部地方課の「市町村の振興計画、合併及び名称変更に関する書類」という資料群に分類されています。

市町村合併については、1953年1月に公布された「市町村自治法」(1953年立法第1号)に基づき、立法院の議決を経て、行政主席が定めるものとされていました。そのため、合併に関する多くの文書が琉球政府に送付されることになったのです。

1954年から1962年にかけての市町村合併に関する資料を紹介します。

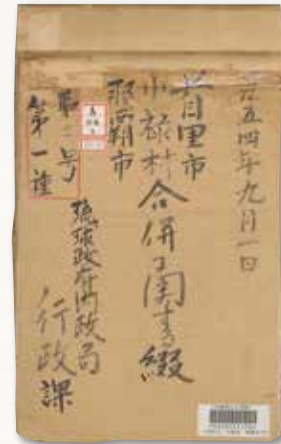


那覇・真和志合併実現懇親会 1957年12月23日  
資料コード 0000108861

## 1954年 那覇市の合併計画とその行方

那覇市は、首里市、小禄村、真和志市を那覇市に編入合併する、戦後沖縄の「首都建設」を計画しました。しかし、事態は、那覇市の思惑通りには進まず、1954年9月1日、真和志市を除く、首里市、小禄村の那覇市への編入合併というかたちに、ひとまず落ち着くことになりました。

このときの合併計画に関する文書は、『市町村合併に関する書類 首里市・小禄村・那覇市 1954年9月1日』(R00002623B)に収められています。



R00002623B

左の計画案によると、それぞれの自治体に与えられた役割は次の通りです。

- ・那覇市 行政、産業、交通
- ・真和志市 慰楽、医療、墓苑、住居
- ・首里市 文教、社会、住居
- ・小禄村 交通、慰楽、観光、住居

「首都建設」を実現するには、当時の那覇市域だけでは不可能であるとし、那覇市、真和志市、首里市、小禄村が「共存共栄の美」を挙げることが求められています。

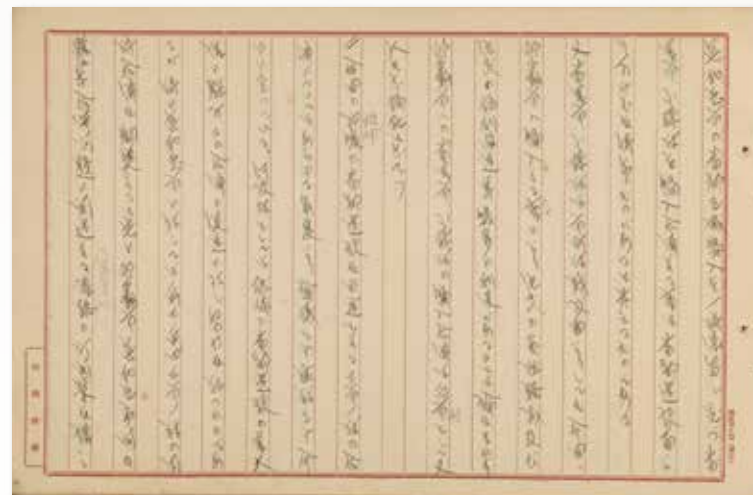


【石川構想\*に依る首都建設基本計画案】 同, 333頁  
\*石川栄耀: 早稲田大学教授。那覇市の都市計画の指導を行った。

那覇市への編入合併計画に対して、首里市は賛成し、小禄村は、一時は反対する村民大会が開かれたものの、最終的には賛成しました。一方、対等合併を主張する真和志市は、編入合併に反対を表明しました。

こうした溝が埋まらないまま、琉球政府は、1954年8月30日に、首里市、小禄村を那覇市に編入合併することを告示しました。告示に先立って、琉球政府から立法院に送付された右の資料には、「真和志市の首都区域編入を一時保留し、先づ首里市、小禄村を編入合併する事は首都建設面より万やむを得ない」と記されています。

なお、那覇市と真和志市が合併し、現在の那覇市が誕生するのは、1957年12月のことです。



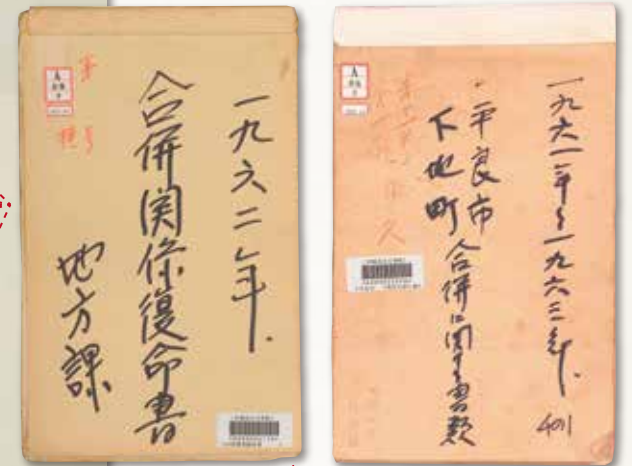
【首里市、小禄村の那覇市編入合併につき伺 1954年8月17日】 同, 43頁

## 1962年 市町村合併計画図にみる合併ブロック



1956年11月、琉球政府は「市町村合併促進法」(1956年立法第84号)を公布し、全島的な市町村合併計画の策定に着手しました。1960年3月には、沖縄本島、久米島、宮古諸島、八重山諸島の市町村を対象に、14の合併ブロックが設定されました。

この図は、1962年に琉球政府が作成した「市町村合併計画図」(『市町村合併関係係務に関する書類 1962年』R00002615B, 216-217頁)です。これらの合併ブロックを基に計画が促進され、それとともに様々な記録が生み出されることとなりました。



R00002617B

R00003335B



R00002618B

R00002620B

R00002614B

合併対象外: 伊平屋村、伊是名村、伊江村、粟国村、座間味村、渡嘉敷村、渡名喜村、南大東村、北大東村、多良間村、与那国町

\*市町村合併計画は1969年と1971年に改正され、合併ブロックは1969年の改正時に15になりました。



# 市町村合併の広報冊子、広報ポスター

琉球政府は、市町村合併の広報活動の一環として、冊子やポスターを作成しました。『市町村合併関係庶務に関する書類 1960年～1961年』(R00002619B)には、それらに関する資料が綴られており、合併の利点や必要性がうたわれています。



冊子「市町村合併の葉」1960年  
R00002619B, 27頁

左上の「市町村合併の葉」によると、市町村合併の利点として、経費削減、財源拡大、人材確保、事務の効率化のほか、琉球政府からの財政支援なども説明されています。

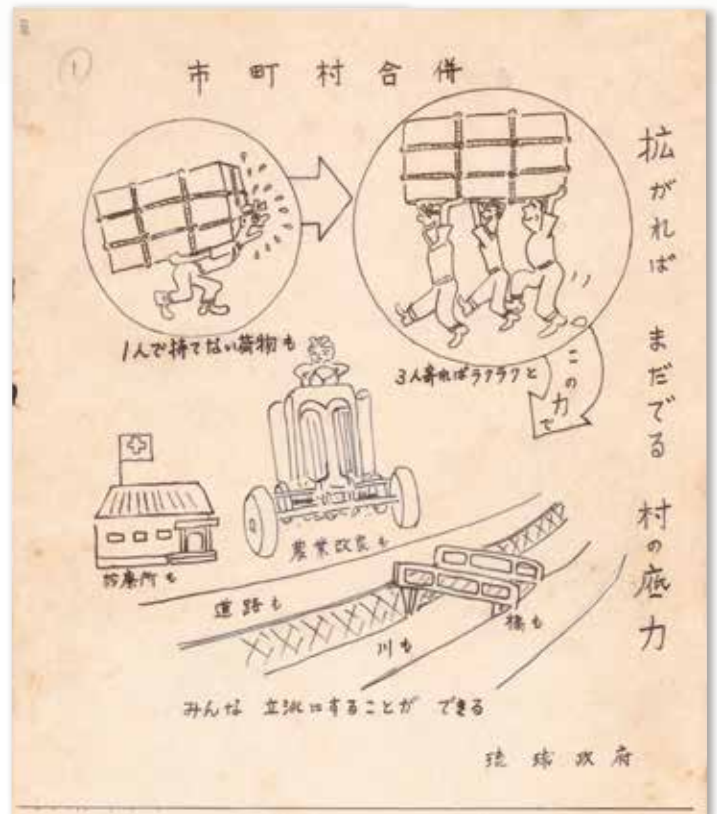
また、右上の「市町村を合併してよりよい郷土をつくりましょう!!」では、先ほどの利点のほか、「市町村合併は、いうまでもなく、市町村が自ら考えて行うべきことで、政府が一方的に決めたり、強制したりすべきでなく、また、できもしません」とも記されており、強制合併の印象を与えないよう注意が払われています。

右のポスターの図案には、合併後の市町村のイメージとして、3人で荷物を抱えるイラストが描かれています。合併による「村の底力」がアピールされています。

ポスターの図案 1961年  
同,124頁



左 冊子「市町村を合併してよりよい郷土をつくりましょう!!」1961年  
右 廃案となった表紙 同,154-155頁



沖縄県公文書館ホームページの琉球政府文書の資料紹介画面でも、市町村合併に関する記事を読むことができます ([http://www.archives.pref.okinawa.jp/ryukyu\\_government](http://www.archives.pref.okinawa.jp/ryukyu_government))。記事中の画像データをクリックすると資料画像にジャンプします。どうぞご活用ください。

## 琉球政府文書デジタルアーカイブ 琉政だより NO.05

発行日:平成29年12月15日 編集発行:(公財)沖縄県文化振興会 公文書管理課  
〒901-1105 沖縄県島尻郡南風原町字新川148-3 沖縄県公文書館内  
電話:098-888-3875(代表) FAX:098-888-3879

